がなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、代表取締役社長が別に定める手続きに基づく競争参加資格の再認定を受けていること。）、かつ、当該資格の認定の際に算定された経営事項評価点数が1,100点以上ある２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。なお、経常建設共同企業体、協業組合及び事業協同組合は、特定建設工事共同企業体の構成員となれないものとする。

⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者（記２⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。又はこの条件を満たす２者又は３者で構成された特定建設工事共同企業体。

⑷　平成11年度以降に元請として完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

①　単体又は特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者（下記ａ）及び下記ｂ）を必要とする。）

ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作

ｂ）手延式送出し架設工法により架設した最大支間長55m以上ある鋼連続箱桁橋の工事

②　特定建設工事共同企業体を構成する場合の代表者以外（下記ａ）及び下記ｂ）を必要とする。）

ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作

ｂ）手延式送出し架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事

⑸　次に掲げる基準を満たす現場代理人、主任（監理）技術者を当該工事に配置できること。

①　専任の主任（監理）技術者が、１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

なお、専任を要する期間は、工事現場が稼動（準備工事を含む）している期間とする。

②　配置予定技術者の工事経験

現場代理人又は専任の主任（監理）技術者のうち１名以上（特定建設工事共同企業体を構成する場合は全構成員のうち１名以上）が平成11年度以降に元請けとして完成・引渡しが完了した、次に掲げる工事の施工実績を有すること。ただし、同一工事で各施工実績を有する必要はない。また、全ての工事経験を同一の者が有している必要はない。各工種の経験者を複数名配置しても良い。（下記ａ）及び下記ｂ）を必要とする。）

ａ）鋼連続箱桁橋の工場製作

ｂ）手延式送出し架設工法により架設した鋼連続箱桁橋の工事（特定建設工事共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）

③　専任の主任（監理）技術者を配置する場合にあっては、入札参加希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的雇用関係とは、技術資料提出日以前に３ヶ月以上の雇用関係にあることをいう。

④　監理技術者にあっては、開札時に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑤　次の掲げる基準を満たす管理技術者及び照査技術者を当該業務に配置できること。

㈠　設計管理技術者は、設計業務等にあたり、下記に定める業務経験のいずれかを有することとし、日本語に堪能（日本の通訳が確保できれば可）でなければならない。

ａ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。

ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。

なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。

ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

㈡　照査技術者は、下記に定める業務経験のいずれかを有しなければならない。

ａ）技術士［総合技術監理部門（建設―鋼構造及びコンクリート）］

ｂ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。平成12年度以前の試験合格者。

ｃ）技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］。

なお、平成13年度以降の試験合格者の場合には、技術的業務の実務経験を７年以上有し、かつ建設部門に該当する業務に４年以上従事している者。

ｄ）ＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート部門）

なお、外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（総合政策局建設振興課）を受けている必要がある。技術資料提出期限までに当該認定を受けていない場合にも技術資料を提出できるが、この場合、技術資料提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が競争参加資格の確認を受けるためには開札の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

⑹　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）の提出期限の日から開札の日までの期間に、「中日本高速道路株式会社工事・調査等の資格登録に関する要領」に基づき、地域２において、資格登録停止を受けていないこと。共同企業体の場合は、各構成員が前述の期間において資格登録停止を受けていないこと。

⑺　共同企業体を構成する場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

①　各構成員が当該工事に対する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取扱うことができるものとする。

②　各構成員が当該工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置することができること。

③　中日本高速道路株式会社が別に定める共同企業体協定書㈱による協定書（案）が提出されていること。

④　各構成員の出資比率は２者で構成される場合は30％以上、３者で構成される場合にあっては20％であることとし、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

⑻　記１に示した工事に係る設計業務等の請負人又は当該請負人と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

３　施工技術競争型総合評価方式に関する事項

⑴　施工技術競争型総合評価方式の仕組み

本工事の施工技術競争型総合評価方式は、競争参加申請者から申請時に技術提案及び技術提案のプレゼンテーションを実施する日の前日までに入札書を提出していただき、技術提案の技術評価点が50点以上の者を選定し、中日本高速道路株式会社契約規則（平成18年11月９日付中日本高速道路株式会社規程25号）第18条における契約制限価格（以下「契約制限価格」という。）を「契約目安価格」に読み替え、選定された者の入札書の開札を行い、契約目安価格の２割増しの範囲内での入札額で最も総合評価点が高い者を落札者とする方式である。この場合、落札者の提示した価格が契約目安価格を上回る場合は当該価格について確認協議を実施し、確認協議に基づく価格で契約するものとする。確認協議の主目的は、契約目安価格を超えた入札となった場合に、契約目安価格を超えた理由を確認した上で契約するためのものである。

⑵　技術提案及び入札書の提出

申請者は、申請書、確認書等の提出に併せて技術提案書を、技術提案のプレゼンテーションを実施する日の前日までに入札書を提出すること。入札書は封書により提出すること。